分けて

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報 第166号

チラシ広告を見て質屋に電話したところ、「何でもいいから質草を持ってきて」と言うのでゴミ同然の時計を持って行き、9 万円借りた。返済は、年金支給日に2回に

口座から自動引き落としですることとなった。 利息が高いので一括で返そうと思ったが、11万円以上も返済しなくてはならず、到底支払えない。借りたものは返さないといけないと思うが、生活できない。 どうしたらいいか。 (60歳代 男性)



「偽装質屋」は絶対に利用しない!

ひとこと助言

●担保価値の無い物品を質に取り、実際には年金などを担保として違法な高金利で貸付をするいわゆる「偽装質屋」に関する相談が、高齢者から寄せられています。



- ●「偽装質屋」は、質屋を装っていますが、「質草は何でもいい」「年金口座から自動引き落とし」などと勧誘してくるのが特徴です。
- ●「偽装質屋」では、貸金業での上限をはるかに超える高金利で貸し付けている ため、一度借りてしまうと、債務の返済のためにまた同様の借り入れを繰り 返せざるをえなくなる可能性があります。絶対に利用してはいけません。
- ●生活資金や多重債務等で困ったときは、お住まいの自治体の多重債務相談窓口や消費生活センター等にご相談ください。

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄

2013年6月14日